

## 平成21年度静岡大学事務職員語学研修の実施の公募公告

### 1. 件名

平成21年度静岡大学事務職員語学研修の実施

### 2. 事業の内容等

別紙「仕様書」のとおり

### 3. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の企画提案において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために企画提案を行った者でないこと。
- (3) 国立大学法人静岡大学契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) その他、別紙「仕様書」等に掲げた事項による。

### 4. 説明会の日時及び場所

日時：平成21年6月8日（月）10時00分

場所：静岡大学本部棟1階小会議室

なお、説明会への出席は、本企画競争の参加要件ではない。

### 5. 参加表明書の提出期限等

提出期限：平成21年6月11日（木）17時00分必着

提出先：下記「本件担当、連絡先」に示す場所

提出方法：持参、郵送に限る

○持参 受付時間：平日8時30分～17時15分

（12時30分～13時30分を除く）

○郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る

様式：「別紙様式1」のとおり

### 6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 提出期限：面接選考実施時

提出先：面接選考実施会場内

提出方法：持参に限る

- (2) 企画提案書等の作成方法

①企画提案書の用紙サイズはA4で20枚程度までとする。ただし、図表等については必要に応じてA3サイズの折り込みも可とする。

②企画提案書、見積書を提出する際には、組織の代表名及び印で、本件に対する

応募の意志を明確に示す書面を提出すること。

③企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

④提出書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出部数

①企画提案申請書（別紙様式2） 1部

②企画提案書 4部（正1部、複3部）

製本等せず、脱着可能なクリップ等でまとめること。

③経費見積書（一人当りの金額） 4部（正1部、複3部）

税込の総額を必ず表示すること

④企画競争参加者の概要（要覧・会社案内等） 4部（正1部、複3部）

⑤類似の契約実績 4部（正1部、複3部）

提出は任意とするが、採点で不利になることもある

④と一体になったものも可

⑥法令の定めによる許認可等に基づいて営業を行う

必要がある場合にあっては、その許可証の写し 4部

⑦その他、仕様書等で指定する書類 指定部数

(4) その他

①提案する企画は1点とする

②提出書類等は返却しない。

③申請書類は、選定のための審査の目的以外には使用しない。

7. 面接選考実施

日時：平成21年6月15日（月）

詳細は企画競争参加者に別途連絡する

30分以内を目安とする（企画提案書の説明、質疑応答）

8. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において企画提案者に対する書類選考及び面接選考を実施する。

※選考に当たっては、必要に応じて企画提案書等の詳細に関する追加資料の提出を求める場合もある。

(2) 審査基準

審査は選定委員会において、各選定委員が審査項目に従い評価を行い、得点値が最も高い提案者を選定する。なお、選定委員会は非公開で行うこととし、審査の内容や経過についても非公開とする。

審査については、法人向けのサービスの有無、駅前や駐車場等の立地条件、振替等の対応、夜間・休日の対応、レベルチェック、レベル別クラス、適切なレッス

ン回数、研修形態、研修の経過及び最終報告、独自のサービス等、他大学の実績等、費用の項目とする

(3) 選定結果

選定終了後、すべての提案者に選定結果を連絡する。

面接選考参加者には、評価の概要について連絡する。

(4) 無効となる企画提案書

①公募資格に該当しない者の企画提案書

②書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書

③期限までに提出されなかった企画提案書

④仕様書等で要求した性能等の要求要件を満たしていない企画提案書

9. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、企画提案書等の内容を勘案して決定するものとする。また、契約条件の合意が得られない場合には契約を行わない場合がある。

契約書は別紙「契約書（案）」のとおり。

10. その他

①提出書類の作成・提出等、企画競争参加に係る一切の費用は、審査結果に関わらず申請者の負担とする。

②仕様書等で要求した性能等の要求要件を満たしていることが明確でないと選定委員が判断したものについては、無効となる場合があるので注意すること。

③本件に関するその他必要事項については、仕様書等による。

\*\*\*\*\*

「本件担当、連絡先」

住所：〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷 836

担当：静岡大学財務施設部契約チーム調達第二担当

電話：054-238-4433 FAX：054-238-5495

\*\*\*\*\*

## 平成21年度静岡大学事務職員語学研修の仕様書

### 1. 事業名

平成21年度静岡大学事務職員語学研修

### 2. 業務場所

所定の英会話スクール

### 3. 実施期間

平成21年7月1日から平成21年12月31日

### 4. 事業の目的、趣旨

静岡大学に勤務する事務職員の英会話の習得を目的とした通学形式による研修。  
参加予定人数6名程度。

### 5. 事業の内容

- ①外国人と接する際の対応及び業務遂行に必要な語学(英会話)を習得させるために実施する。
- ②原則として、週に1レッスン以上とし、研修終了後には、1段階以上のレベルアップが望ましい。
- ③各研修生のレベルに応じたレッスン形態が望ましい。
- ④各受講者の静岡・浜松の内訳は未定である。

### 6. 注意事項

#### (1) 企画提案に際して

- (ア) 提案するレッスンの内容
- (イ) 業務等への影響(退勤後の受講を想定、業務の都合によるレッスンの振替可否等)
- (ウ) 静岡と浜松での受講が可能なこと。
- (エ) 企画内容に対し、経費が妥当であるか
- (オ) 法人向けサービスやアフターケアがあれば記載すること。  
に注意すること。

#### (2) 見積金額には、受講料、テキスト代、振替受講料など、受講に係る一切の経費を含むこと。

### 7. その他

事業の内容については、上記を基本とすること。上記以外の提案を妨げるものではないが、変更する場合は理由を明記すること。

## 参加意思表明書

静岡大学 殿

下記のとおり参加の意思表示をします。

### 記

件名 平成 2 1 年度静岡大学事務職員語学研修

連	絡	先
企業・団体名及び支店等名		
所属部署・役職名		
氏名（ふりがな）		
所在地	〒	
電話番号		
F A X 番号		
E - m a i l		

## 企画提案申請書

静岡大学 殿

件名 平成 2 1 年度静岡大学事務職員語学研修

公募要領に示された「企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項」を満たしている事を誓約し、企画提案申請をします。

申 請 者	
企業・団体名・支店等名 代表者役職名 代表者氏名	⑩
所在地	〒
担 当 者 連 絡 先	
所属部署・役職名	
氏名（ふりがな）	
電話番号	
F A X 番号	
E - m a i l	

支 店 等 が 申 請 ・ 契 約 す る 場 合 の 本 店 の 表 示	
企業・団体名 代表者役職名 代表者氏名	
所在地	〒

## 請負契約書 (案)

請負の表示 平成21年度静岡大学事務職員語学研修

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人静岡大学契約担当役財務施設部長 田中 宏和 (以下「甲」という。) と、請負者 (以下「乙」という。) との間において、上記の請負について上記の請負代金額で下記の条項により請負契約を結ぶものとする。

### 記

第1条 乙は本契約書及び別冊企画提案書に基づき、善良な管理者の注意をもって、誠実にこの契約に基づく業務を実施するものとする。

第2条 契約期間は平成21年7月1日から平成21年12月31日までとする。

第3条 完了通知書、出席報告書は、国立大学法人静岡大学財務施設部経理・契約チーム調達第二担当に送付するものとする。

第4条 請負代金の請求書は、国立大学法人静岡大学財務施設部経理・契約チーム調達第二担当に送付するものとする。

2 請負代金は、業務完了後甲が乙からの適法な請求書を受理した日から起算して60日以内に支払うものとする。

第5条 契約保証金は免除する。

第6条 甲は、乙が業務の実施に著しく誠意を欠き、又はこの契約を誠実に履行する意志がないと認めるときは、直ちにこの契約を解除するものとする。

第7条 乙は、業務の遂行により知り得た一切の事項に関する秘密を保持し、いかなる事由を問わず第三者に開示してはならないものとし、本契約終了後においても同様とする。

ただし、法令の定めに基づきまたは権限のある官公庁から要求があった場合はこの限りでない。

第8条 乙は、この請負契約を第三者に委任し、又はこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保に供することはできない。

第9条 甲又は乙は、やむを得ない理由によりこの契約を解除しようとするとき、又は契約の一部を変更する必要がある場合は、甲・乙協議のうえ、これを解除又は変更することができるものとする。

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は静岡大学工事請負等契約細則に準ずるものとする。

第11条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円滑にこれを解決するものとする。

第12条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙協議し、これを定めるものとする。

第 13 条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄とする静岡地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲及び乙は次に記名し印を押すものとする。  
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 21 年 6 月 日

甲 静岡市駿河区大谷 8 3 6  
国立大学法人静岡大学  
契約担当役財務施設部長 田 中 宏 和

乙

## 個人情報の取扱いに関する誓約書

契約件名： 平成20年度静岡大学事務職員語学研修

弊社は、貴法人と業務委託等個人に関する情報を取り扱う上記の契約（以下「契約」という。）を締結するに当たり、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）その他関係法令を熟知したうえで、貴法人から提供のあった個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を下記事項により厳守履行することを誓約します。但し、弊社が貴法人に属する個人本人から当該個人本人の個人情報につきその使用、目的について別途同意を得た場合は、その内容に従うものと致します。

### 記

- 一 個人情報は秘密として扱うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしないこと。
- 一 個人情報を利用する場合は、本契約の業務を履行するのに必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用しないこと。
- 一 本契約を履行するのに必要な場合を除き、個人情報の複製又は個人情報の外部への送付若しくは持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 一 個人情報を保管している媒体が電子媒体である場合は、不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講ずること。
- 一 個人情報の管理の状況について、貴法人の検査を受ける場合は、誠実に対応するとともに貴法人から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 一 個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、被害状況等について調査し、直ちに貴法人に連絡すること。
- 一 弊社の責に帰すべき事由により本事項のいずれかに反したことにより、貴法人から契約の解除の通知があった場合は、異議の申し立てをせず、本契約の解除に応じること。  
また、貴法人に損害を与えた場合は、弊社がその責を負うこと。
- 一 個人情報が含まれる業務を再委託してはならない。ただし、再委託につき、貴法人の事前の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託者は、本誓約の責務を果たすこと。
- 一 契約終了後も本契約を遵守する義務を負うこと。
- 一 この誓約書に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄とする静岡地方裁判所又は弊社の所在する地方裁判所とする。

平成21年6月 日

国立大学法人静岡大学契約担当役 殿

住 所

社名及び代表者等